

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書

平成31年4月13日早朝、北谷町桑江のアパート寝室で住人の日本人女性（44歳）と在沖第三海兵師団所属の米海軍3等兵曹（32歳）が、血を流して死亡している事件が発生した。今回の事件は、被害者女性の子供が発見し親族に連絡した。何よりも子の成長を願ったであろう母としての無念と、残された子供の将来を考えると、断じてあってはならない悲惨な事件で強い憤りを禁じえない。

沖縄県警は、米海軍3等兵曹が知人の日本人女性を殺害した後、自殺したと断定し、被疑者死亡のまま殺人容疑で書類送検する方針である。

報道によると、米海軍3等兵曹に対し今年1月、被害女性への接近・接触を禁止する軍事保護命令「MPO（ミリタリー・プロテクティブ・オーダー）」を出しているにもかかわらず、米軍は、事件当日に外出許可を出していたとのこと。米軍が外出許可を与えなければ、事件は防げた可能性がある。

本町議会は、これまでも米軍人や軍属等による事件・事故が発生する度に、日米両政府に対し抗議を行うとともに、綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止策を講じるよう強く要求してきたが、またしても悲惨な事件が発生した。重大な事件や事故が後を絶たないのは、沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、到底容認できるものではなく強い怒りを覚える。

また、2月に米軍において、米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティ一制度」が、県や日本側当局に通告なく大幅に緩和された矢先に発生した事件であることから、米軍の本措置における実効性に疑問を抱かざるを得ず、町民に大きな不安を与えている状況を真摯に受け止めるべきである。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害女性の家族や関係者への謝罪と補償及びケアを日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件の原因究明とその結果を速やかに公表させること。
- 3 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 4 「リバティ一制度」の緩和措置を撤回し規制を強化させること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月24日

沖縄県西原町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿